

決 裁	会 長	事 務 局
		事務局 2.9.17 林

建設業者団体の長 様



HP 發 道 札 会員へ周知(7/18済)

別紙 2

建管第769号

令和2年(2020年)9月16日

北海道建設部長

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第23回本部会議」における
決定事項について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では、感染症に強い北海道の構築に向け、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を定め、外出の自粛などについて段階的に緩和してきたところですが、この度の政府の当面11月末までの決定内容を踏まえ、9月19日以降、イベントの開催制限を緩和することに決定しましたので、御理解、御協力をお願いします。

皆様方には引き続き、感染拡大防止に向け「新北海道スタイル」の実践や国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、適切に対応されますようお願いいたします。

つきましては、これらの趣旨について貴団体の建設業者に周知していただきますよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 通知文(知事)
- (2) 6月以降の段階的緩和
- (3) イベント主催者セルフチェックシート【9月19日～】
- (4) 国事務連絡 11月末までの催物の開催制限等について

2 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)

令和2年(2020年)9月15日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第23回本部会議」
における決定事項について(通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をいただいていることにお礼を申し上げます。

道では、現在、人数上限を5,000人以下等とするイベント等の開催制限をお願いしているところですが、今般、政府において、当面11月末までの間、一定の条件のもと制限を緩和することが決定されたことを踏まえ、道においても、下記のとおり、9月19日以降、イベントの類型に応じて人数上限と収容率の制限を緩和することといたしました。

なお、イベント等の開催に当たって、必要な感染防止対策等については、「イベント主催者セルフチェックシート」により確認いただくとともに、内容等について確認が必要な場合には、事前に当該イベントの道の担当部局又は当指揮室にご連絡いただきますよう、お願いします。

また、国の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」を添付しますので、併せてご参照ください。

引き続き、高い警戒ステージへ移行することのないよう、北海道スタイルの徹底など、感染防止対策の取組へのご理解、ご協力をいただくとともに、様々な機会を活用して、イベント主催者及び施設管理者などに広く周知いただくようお願いいたします。

記

- イベント等の開催制限について
 - ・ 別添「6月以降の段階的緩和」の別紙のとおり、イベントの類型ごとに、収容率及び人数上限を設定しました。
 - ・ イベント等の開催制限を緩和する場合は、「イベント等の開催制限の緩和を適用する場合の条件(感染防止の取組と公表)」のとおり、イベント主催者及び施設管理者の双方において、消毒の徹底やマスク着用の担保など感染防止対策の徹底と、その取組を公表していただくことが条件となります。
 - ・ 特に、感染を防止するためには、重症化しやすい高齢者や既往症のある方、症状が軽く自覚のない場合もある若い世代の方には、3密などの感染リスクを避けるなど、慎重に行動いただくことが重要であることから、イベント主催者及び施設管理者から、こうした点を注意喚起していただくことも含め、あらゆる機会を通じて周知をお願いします。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368